

## 香川県立保健医療大学図書館の臨時の開館時間の変更 及び休館日に関する申し合わせ

香川県立保健医療大学図書館利用規定（以下「利用規定」という。）第3条第2項及び第4条第2項に定める香川県立保健医療大学図書館（以下「図書館」という。）の臨時の開館時間の変更及び休館日については、原則として、以下により取り扱うものとする。

- 1 高松地域において、洪水、暴風、大雨又は大雪警報のいずれかの発令により、大学が休講となった場合は、休館とする。
- 2 図書館システムの更新に要する日は、休館とする。
- 3 オープンキャンパスが土曜日に開催される場合は、当該土曜日の開館時間を午前9時から午後5時までとする。
- 4 その他図書館長が特に必要があると認めたとき。
- 5 この申し合わせに定めるほか、臨時の開館時間の変更及び休館日に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て図書館長が定める。

### 附則

この申し合わせは、平成25年10月2日から適用する。